

法人事業税

2 県税のあらまし

この税金は、会社などの法人も、事業を行う場合には、道路などの公共施設の利用や警察による治安、保健衛生など各種の公共サービスを受けていることから、所得や収入金額に応じて負担していただくものです。

法人県民税と同様に、自ら税額を計算して申告し、納税する制度となっています。



納める人

県内に事務所や事業所がある法人などが納めます。

法 人	法人事業税
県内に事務所又は事業所（本店・支店・工場など）を設けている法人	○
県内に寮・宿泊所・クラブ・保養所・集会所などのみを設けている法人	—
県内に事務所、事業所、寮等を有する、法人でない社団又は財団	○ —
非課税に該当しない公益法人など	○ —

○は申告・納税義務があることを表します。



納める額

法人区分	課税標準	税率				
		平成28年4月1日以後かつ令和元年9月30までに開始する事業年度	令和元年10月1日以後かつ令和2年3月31までに開始する事業年度	令和2年4月1日以後かつ令和4年3月31までに開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度	
資本金1億円以下の普通法人	所得金額	所得割 所得のうち 年400万円以下の金額	3.4%	3.5%	3.5%	3.5%
		年400万円を超える800万円以下の金額	5.1%	5.3%	5.3%	5.3%
		年800万円を超える金額及び清算所得	6.7%	7.0%	7.0%	7.0%
特別法人 (農業協同組合、漁業協同組合、信用金庫、医療法人など)	所得金額	所得割 所得のうち 年400万円以下の金額	3.4%	3.5%	3.5%	3.5%
		年400万円を超える金額及び清算所得	4.6%	4.9%	4.9%	4.9%
資本金1億円超の普通法人 (外形標準課税対象法人)	所得金額	付加価値額 付加価値割額*	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
		資本金等の額* 資本割	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%
		所得割 所得のうち 年400万円以下の金額	0.3%	0.4%	0.4%	1.0%
電気供給業(発電事業・小売電気事業・特定卸供給事業を除く)・ガス供給業(一般ガス導管事業・特定ガス導管事業)・保険業	収入金額	年400万円を超える800万円以下の金額	0.5%	0.7%	0.7%	
		年800万円を超える金額及び清算所得	0.7%	1.0%	1.0%	
		収入割	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%
電気供給業(発電事業・小売電気事業・特定卸供給事業)(資本金1億円超)	収入金額	付加価値額 付加価値割額*			0.37%	0.37%
		資本金等の額* 資本割			0.15%	0.15%
		所得割 所得のうち 年400万円以下の金額	0.9%	1.0%	0.75%	0.75%
電気供給業(発電事業・小売電気事業・特定卸供給事業)(資本金1億円以下)	所得金額	年400万円を超える800万円以下の金額	0.5%	0.7%	0.7%	1.85%
		年800万円を超える金額及び清算所得	0.7%	1.0%	1.0%	
		所得割			1.85%	1.85%
ガス供給業 (特定ガス供給業)	収入金額	収入割	0.9%	1.0%	1.0%	0.48%
		付加価値額 付加価値割額*				0.77%
		資本金等の額* 資本割				0.32%

(注1) 平成27年3月31日以前に開始した事業年度に係る税率については、管轄の県税事務所にお問い合わせください。

(注2) 3以上の都道府県に事務所又は事業所があり、かつ、資本金が1,000万円以上の法人については、所得割の軽減税率は適用されません。

(標準税率：所得区分にかかわらず、使われている法人区分の対象事業年度の最高税率)

(注3) 付加価値額とは、各事業年度の収益配分額(報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合算額)と単年度損益を合算したもの。収益配分額に占める報酬給与額の割合が7割を超える法人については、配慮措置あり。

(注4) 資本金等の額とは、法人税法に規定する資本金等の額。特に額が大きな法人については、配慮措置あり。

(注5) 平成22年度税制改正により、清算所得課税が廃止されたので、平成22年10月1日以降に解散した法人については、通常どおりの所得課税になります。

(注6) 平成30年度税制改正により、ガス中小事業者(規制料金の対象外で、20万kW以上のLNG基地を有していない中小規模の事業者)が行う製造及び小売に係る事業について、従来の収入金課税方式から通常の所得金課税方式に30年4月1日以降開始する事業年度から変更となりました。

(注7) 令和2年度税制改正において、電気供給業の課税方式の見直しが行われました。

令和2年4月1日開始の事業年度から電気供給業のうち、発電事業等と小売電気事業等については、資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人にあっては収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の普通法人等にあっては収入割額及び所得割額の合算額によって、それぞれ課されます。

(注8) 令和4年度の税制改正において、令和4年4月1日開始の事業年度より一般ガス供給業は、普通法人や特別法人の税率で課税されることとなりました。

法人事業税 2 県税のあらまし

※ 平成27・28・30年度及び令和2・4年度税制改正により、平成27年4月1日以後に開始する外形標準課税法人の事業年度について、以下のとおり改正になりました。

- ・平成27年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度について、一定の要件を満たす場合、所得拡大促進税制の措置として、付加価値割の算定において一定額を控除します。
- ・平成27年4月1日以後に開始する事業年度について、資本割の課税標準となる「資本金等の額」は、資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合、資本金と資本準備金の合算額又は出資金の額になります(資本金等の額と、資本金と資本準備金の合算額又は出資金の額との比較による算定については、法人県民税の税率区分と同様の改正となっています)。

●太陽光発電による電気供給業を行う法人の法人事業税について

電気供給業に係る法人事業税は、収入金額等に対して課税されます。

電力会社が行う電気供給業のほか、太陽光・風力・地熱・水力・バイオマスなどを利用した再生可能エネルギー売電事業も電気供給業に該当します。

電気供給業と他の事業を併せて行う法人は、それぞれの事業部門ごとに区分計算を行い、それぞれの事業部門ごとに課税標準額及び税額を算定します。



申告と納税

申告の種類	納める税額	申告と納税の期限
中間申告 <small>事業年度が6か月を超える法人の、外形標準課税法人又は収入金額課税法人</small>	前事業年度の $\frac{6}{\text{法人事業税割額} \times \text{前事業年度の月数}}$ <small>仮決算に基づく中間申告(※)</small>	事業年度開始の日以後 6か月を経過した日から2か月以内
確定申告(※)	(所得(収入)金額×税率) <small>一中間納付額</small>	事業年度終了の日から2か月以内 <small>申告納付期限の延長の承認を受けた法人については当該延長された申告納付期限内</small>

(注) 茨城県以外の都道府県にも事務所又は事業所がある法人については、事業の種類によって従業者数、事業所数などを基準(「分割基準」といいます。)にして、関係都道府県ごとに所得(収入)金額をあん分して計算した税額を申告し、納めることになります。

※ 外形標準課税法人の場合、仮決算に基づく中間申告及び確定申告は、所得割額、付加価値割額、資本割額の合算額を申告納付します。

分割基準

事業区分	分割基準
製造業	従業者数(資本金1億円以上の法人:工場の従業者数を1.5倍)
電気供給業(※)	小売電気事業 課税標準の1/2:事務所数 課税標準の1/2:従業員数
	一般送配電事業 送電事業 特定送配電事業 課税標準の3/4:発電所に接続する電線路の電力の容量 課税標準の1/4:有形固定資産の価額
	発電事業 特定卸供給事業 課税標準の3/4:発電に使用する有形固定資産の価額 課税標準の1/4:有形固定資産の価額
ガス供給業・倉庫業	事務所などの固定資産の価額
鐵道事業・軌道事業	軌道の延長キロメートル数
非製造業(上記以外の業種)	課税標準の1/2:事業所数 課税標準の1/2:従業者数

(注) 新規に法人を設立した場合や、県内に事務所又は事業所を新しく設けた場合は、「法人の設立等に関する申告書」を2か月以内に管轄の県税事務所に提出してください。

※ 上記の電気供給業に関する分割は、平成29年3月31日以後に終了する事業年度から適用します。なお、電気供給業を行う法人の平成29年3月30日以前に終了する事業年度は、課税標準の3/4を発電に使用する有形固定資産の価額で、課税標準の1/4を有形固定資産の価額であん分します。

茨城県からのお知らせ

地方税電子申告システム「eLTAX(エルタックス)」をご利用ください

法人県民税及び法人事業税は電子申告を行うことができます。詳しくは16ページをご覧ください。

法人事業税

2 県税のあらまし



課税免除・不均一課税

茨城県では、企業立地等の促進を図るため、県内に事業所等を新增設し、一定の要件を満たす事業者を対象に、不動産取得税や事業税等を免除・軽減する特別措置（課税免除・不均一課税）を設けています。対象事業や要件など、詳しくは61～62ページをご覧ください。

●地方法人特別税（国税）の廃止と特別法人事業税（国税）の創設について

地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、特別法人事業税が創設され、令和元年10月1日以降に開始する事業年度から適用されました。

また、地方法人特別税は、令和元年9月30日までに開始する事業年度まで廃止されました。

（1）地方法人特別税・令和元年9月30日までに開始する事業年度まで適用

- ① 納める人 法人事業税の所得割又は収入割を納める納税義務者
- ② 納める額

区分	課税標準	税率
平成28年4月1日以後かつ令和元年9月30日までに開始する事業年度		
資本金1億円超の普通法人 (外形標準課税法人)	基準法人所得割 (標準税率により計算した所得割額)	414.2%
その他の法人		43.2%
収入金課税法人	基準法人収入割	43.2%

③ 申告と納税 県に対して、法人事業税と併せて申告・納税します。

（2）特別法人事業税・令和元年10月1日以降開始する事業年度から適用

- ① 納める人 法人事業税の所得割又は収入割を納める納税義務者
- ② 納める額

区分	課税標準	税率		
		令和元年10月1日以後かつ令和2年3月31日までに開始する事業年度	令和2年4月1日以後かつ令和4年3月31日までに開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度
資本金1億円超の普通法人 (外形標準課税法人)	基準法人所得割 (標準税率により計算した所得割額)	260%	260%	260%
所得割額によって課税される普通法人		37%	37%	37%
所得割額によって課税される特別法人		34.5%	34.5%	34.5%
電気供給業(発電事業・小売電気事業・特定卸供給事業を除く)・ガス供給業(一般ガス導管事業・特定ガス導管事業)・保険業	基準法人収入割	30%	30%	30%
電気供給業(発電事業・小売電気事業・特定卸供給事業)	基準法人収入割	30%	40%	40%
ガス供給業(特定ガス供給事業)	基準法人収入割	30%	30%	62.5%

※一般ガス供給業は、令和4年4月1日以後普通法人や特別法人の税率で課税されます。

③ 申告と納税 県に対して、法人事業税と併せて申告・納税します。

■市町村への交付

県に納められた法人事業税の100分の7.7に相当する額が従業者数の割合に応じて市町村に交付されます。

地方消費税

2 県税のあらまし

この税金は、国の税金である消費税と同様に、資産の譲渡（商品を販売する取引等）や役務の提供（サービス取引等）などの国内取引や輸入取引に課税され、その税額は、事業者の販売する物品やサービスの価格に上乗せされて、最終的には消費者に負担を求める税金です。



納める人

〈譲渡割〉（国内取引に係る地方消費税）

製造、卸、小売等の各段階の事業者（個人、法人）

〈貨物割〉（輸入取引に係る地方消費税）

外国貨物を保税地域から引き取る者

※ 保税地域とは、外国から日本に運び込んだ貨物を置いていても、関税（国税）の支払いが猶予される場所です。